

日本国憲法第96条の改定反対に関する意見書（案）

今、国政では、安倍政権を中心に憲法改定の動きが強まっている。

この改憲論の狙いは、二度と戦争を繰り返さないことをうたった第9条の改定にある。これは、我が国を再び海外で武力行使を行える国にしようとするものであり、国内外から批判の声が高まっている。

とりわけ、憲法改定の第一歩として、第96条に定める国会による憲法改正の発議要件を、現行の、両院の3分の2以上という特別多数から、過半数に緩和しようとする動きには、改憲の是非を越えて、批判の声が大きく広がっている。

第96条は、国会で十分な論議を尽くした上で、大多数の支持によって発議されることを求めているが、これは、過半数で物事を決める民主政治であっても時に過ちを犯すという教訓から、国家による権力の濫用を憲法によって縛るという立憲主義の考え方に基づくものである。憲法の改正の発議を特別多数とするのは世界の主要国においても数多く見られる。

我が国の最高法規である憲法改正の発議要件を、一般法規並みに引き下げることは絶対に許されない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、日本国憲法第96条の改定を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

東京都議会議長 中 村 明 彦

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		